

# 傷病手当金

病気や怪我により仕事を4日以上休み、給料が受け取れないときに手当が支給される制度です

## <対象者>

- ・国民健康保険以外の健康保険に加入し、病気や怪我で療養中（自宅療養も対象）であり、労務不能な状態（医師の意見書及び被保険者の業務内容等を考慮して判断）である方
- ・4日以上仕事を休んでいる方

## <金額>

それぞれ加入している健康保険によって異なります

### \* 協会けんぽの場合

1日当たりの金額：（支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額）÷30日×（2/3）

病気や怪我を理由として連続して待期3日間（※土日祝日などの公休日、有給休暇も含まれる）の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給

例：

有給	公休	出勤	出勤	公休	公休	有給	出勤	欠勤	欠勤
対象外		対象外		3日間の待期完了			対象外	支給開始	

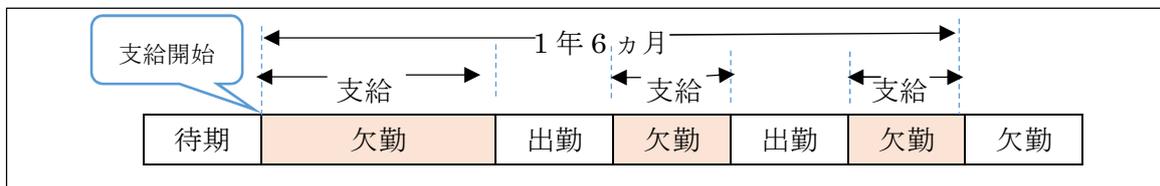
### \* 協会けんぽの場合

標準報酬月額が20万円の場合→ $¥200,000 \div 30 =$ 標準報酬日額 $¥6,670$

$¥6,670 \times 2/3 =$ 傷病手当金の日額は $¥4,447$

## <支給期間>

支給開始した日から最長1年6ヶ月の支給（加入している健康保険によって異なる場合があります）



## <窓口>

職場の健康保険担当もしくは加入している健康保険窓口

## <申請方法>

窓口で申請書類を受け取る→医療機関に証明記載依頼→職場に証明記載依頼→窓口へ提出

## <退職後の支給>

被保険者資格喪失日の前日（退職日）まで被保険者期間が継続して1年以上あり（健康保険任意継続の被保険者期間を除く）、被保険者資格喪失日の前日に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、被保険者資格喪失後も支給を受けることができます。※退職日に出勤したときには、継続給付を受ける条件を満たさないために資格喪失後（退職日翌日）以降の傷病手当金は支払われません。

## <手続きを忘れていた場合>

手続きが遅れてしまうと、給付が受けられなくなる場合があります。給付の申請は労働不能であった日から2年以内に申請して下さい。詳しくは申請窓口にご確認下さい。